定款

2022年6月23日改訂

焼津水産化学工業^{株式}

(商号)

第 1 条 当会社は、焼津水産化学工業株式会社と称し、英文では YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
 - 1. フィッシュソルーブル及び同副産物の製造加工および売買
 - 2. 水産物の製造加工及び売買ならびに水産物の冷凍・冷蔵保管
 - 3. 水産物の仲買及び委託売買
 - 4. 農畜産物未利用資源の製造加工及び売買
 - 5. 食品添加物の製造加工及び売買
 - 6. 天然調味料の製造加工及び売買
 - 7. 食料品の製造加工及び売買
 - 8. 計測機器、装置の開発・製作・売買及び管理
 - 9. 健康食品及び特殊栄養食品その他加工栄養食品の製造加工及び売買
 - 10. 医薬品、医薬部外品、試薬、化粧品およびこれらの原材料の製造加工及び売買
 - 11. 食品加工に関するコンサルタント業務
 - 12. 肥料、飼料、農薬及び農業資材の製造加工及び売買
 - 13. 機能性素材の製造加工及び売買
 - 14. 自動車運送取扱事業
 - 15. 不動産の所有、賃貸、売買及び管理
 - 16. 前各号に必要な輸出入業務及び前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を静岡県焼津市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - ② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本 経済新聞に掲載してこれを行う。

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未 満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が 招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に より他の取締役がこれに代わる。

(決議方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供 措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 18 条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内とする。
 - ② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。
 - ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(補欠の監査等委員である取締役の選任の効力)

第 20 条 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名及び業務上必要があるときは、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 2.4 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 - ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定め る取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等 委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

- 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員 会の定める監査等委員会規程による。

(事業年度)

第 32 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 33 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第1項各号に定める事項については、法令に別段の 定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないと きは、当会社はその支払の義務を免れる。

第7章 買収防衛策

(買収防衛策)

- 第 36 条 当会社の株主総会は、当会社の総議決権の20%以上に相当する株式の取得等(以下「大規模買付行為等」という。)に関する対応方針(以下「買収防衛策」という。)及び買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関する事項を、その決議により定めることができる。これらの決議に関する決議要件は、本定款第 15 条第 1 項に定めるところに従うものとする。上記の買収防衛策に関する取締役会の決定が株主総会における決議をもって明示的に不承認とされた場合には、当該不承認に係る取締役会の決定は、将来に向かって無効となるものとする。
 - ② 当会社は、前項所定の買収防衛策に基づく株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、決定することができる。
 - ③ 取締役会は、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際し、買収防衛策において不適切な者として具体的に定められた者(以下「例外事由該当者」という。)による権利行使は認められないとの行使条件、ならびに当会社が新株予約権の一部を取得することとするときに例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨やその他買収防衛策所定の趣旨及び目的を達するに必要な事項を定めた取得条項等を定めることができる。

(附則)

① 現行定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条 ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023 年2月末までを株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。